

# 柏市旅館，ホテル，公衆浴場及び興行場の防火安全性に関する消防法令適合通知書交付事務処理要領

制定 平成31年1月4日

施行 平成31年1月4日

## 1 趣旨

この要領は，旅館，ホテル営業，興行場，公衆浴場及び住宅宿泊事業に関する法令等により，許可，登録，承認若しくは認定（以下この項において「許可等」という。）を行う者が許可等の申請等の際に添付する消防法令に適合している旨の通知書（以下「適合通知書」という。）及び関係者等からの照会に対する回答に係る事務処理について，必要な事項を定めるものとする。

## 2 適合通知書の申請

(1) 消防長は，適合通知書の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に対し，次に掲げる区分に応じ，消防法令適合通知書交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）により申請するよう求めるものとする。

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可

イ 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出

ウ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録

エ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業許可

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認，届出

キ 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条の規定によ

る営業の許可

ク 柏市興行場法施行条例（平成20年条例第16号）第2条の規定による施設又は設備の変更の届出

ケ 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定による営業の許可

コ 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第4条の規定による変更の届出

サ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出

シ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第4項の規定による届出

(2) 申請者は、防火対象物又はその部分（以下「防火対象物等」という。）の管理について権原を有するものとする。

### 3 交付申請書の受付

消防長は、前項に規定する申請（以下「申請」という。）があった場合において、交付申請書の記載内容及び添付資料等を確認し、不備がないと認めるときは、柏市消防長公文書管理規程（平成12年柏消訓令第5号）の例により処理するものとする。

### 4 必要な添付資料

申請に必要な添付資料については、別紙に定めるものとする。

### 5 審査項目

申請があった防火対象物等の消防法令適合状況の審査項目は、別表に定めるものとする。

### 6 審査

消防長は、書類審査及び立入検査により別表に規定する審査項目を審査するものとする。ただし、書類審査により審査項目に適合するものであると認められるときは、立入検査を省略することができるものとする。

### 7 適合通知書等の交付

(1) 消防長は、申請のあった区分について、消防法令に適合していると認められる場合は、速やかに適合通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(2) 消防長は、消防法令に適合していないと認められる場合は、

速やかに消防法令不適合通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

8 消防法令等適合状況に関する照会及び回答

(1) 消防長は、消防法令等適合状況に関する照会書（様式第4号）により関係者等から照会があった場合は、消防法令等適合状況回答書（様式第5号）により関係者等に回答するものとする。

(2) 前号の規定する事務は、柏市消防長公文書管理規程の例によるものとする。

9 関係行政機関への通知

(1) 消防長は、他の関係行政機関から防火安全に関する事項等について通知があったときは、これに適切に対応する。

(2) 消防長は、関係行政機関から住宅宿泊事業法第3条第1項及び第4項に規定する届出に関する情報を入手した場合は、消防署長へ通知するものとする。

附 則

この要領は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

審査項目	
1 防火管理等	(1) 防火対象物の点検及び報告
	(2) 防火管理者等の届出
	(3) 自衛消防組織の届出
	(4) 防火管理に係る消防計画
	(5) 統括防火管理者等の届出
	(6) 防火・避難施設等
	(7) 防災対象物品の使用
	(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	(9) 火気使用設備・器具
	(10) 少量危険物・指定可燃物
	(11) 避難経路図の掲示
	(12) (1)から(11)に掲げるもののほか、法令に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準を満たしていること。
2 防災管理等	(1) 防災管理対象物の点検及び報告
	(2) 防災管理者等の届出
	(3) 防災管理に係る消防計画
	(4) 統括防災管理者等の届出
3 消防用設備等	(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置

## 別紙

### 申請に必要な資料

#### 1 添付書類

(1) 営業の許可，登録及び変更の届出に係る申請書の写し  
(保健所に届け出る申請書の写し)

(2) 建築図面・・・案内図，配置図，平面図，立面図

※ただし，防火対象物使用開始届等の消防法令に基づく他の届出書類にて，別表の審査項目について確認ができる場合は省略も可とする。

#### 2 消防法令について

(1) 防火対象物使用開始届

(2) 消防用設備等

(3) 柏市火災予防条例による設備

(炉，かまど，ボイラー，給湯，サウナ発電，変電，ネオン管，少量危険物等)

} すべて届出をして，検査を完了すること。

(4) 危険物施設がある場合は完成検査済証の写しを添付すること。

(5) 防火管理者，消防計画の届出を完了すること。

(6) その他防火管理に関する事項

(旅館業，興行場の場合は防火対象物定期点検報告，訓練等の届出)